

令和3年9月議会

議案説明資料

ページ

○予算議案

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 令和3年9月 補正予算案 経済観光文化局集計表 | 1 |
| 2 | 議案第192号
令和3年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） | 3 |

○条例議案

- | | | |
|---|---|---|
| 3 | 議案第195号
福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案について | 7 |
|---|---|---|

○一般議案

- | | | |
|---|--|----|
| 4 | 議案第200号
福岡市大橋音楽・演劇練習場に係る指定管理者の指定の一部変更について | 13 |
|---|--|----|

経済観光文化局

1 令和3年9月 補正予算案 経済観光文化局集計表

(1) 一般会計補正予算案(第4号)

(単位:千円)

補正前の額 (A)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
257,404,978	272,363,980	3,898,384	1,701,000	251,805,594	14,959,002

(単位:千円)

補正額 (B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
1,118,000	1,118,000	1,118,000	—	—	—

(単位:千円)

補正後 (C) : (A)+(B)					
歳入	歳出	財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	市債	その他	
258,522,978	273,481,980	5,016,384	1,701,000	251,805,594	14,959,002

2 議案第192号 令和3年度 福岡市一般会計

(歳 入)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
4	(19) 国庫支出金 2. 国庫補助金	11. 緊急経済対策費 国庫補助金	—	1,118,000	1,118,000
その他の科目 (本補正外)			257,404,978	—	257,404,978
歳入 合計			257,404,978	1,118,000	258,522,978

(歳 出)

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
6 5 9	(7) 経済観光文化費 1. 商工費	2. 商工業振興費	12,797,883	1,118,000	13,915,883
その他の科目 (本補正外)			259,566,097	—	259,566,097
歳出 合計			272,363,980	1,118,000	273,481,980

補正予算案（第4号）＜経済観光文化局所管分＞

説 明	
	千円
○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加	1,118,000

説 明											
	千円										
○ 経済支援策(新型コロナウイルス感染症関連)の追加	1,118,000										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">事 業</th> <th style="width: 15%;">補正前の額</th> <th style="width: 15%;">補 正 額</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P6</td> <td>感染症対応シティ促進事業</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">1,118,000</td> <td style="text-align: right;">1,118,000</td> </tr> </tbody> </table>			事 業	補正前の額	補 正 額	計	P6	感染症対応シティ促進事業	-	1,118,000	1,118,000
	事 業	補正前の額	補 正 額	計							
P6	感染症対応シティ促進事業	-	1,118,000	1,118,000							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%;"> 関連歳入 (19)国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,118,000</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>			関連歳入 (19)国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		1,118,000						
	関連歳入 (19)国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		1,118,000								

緊急事態宣言の発令等に伴う経済支援策について

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策に関し、令和3年7月以降の急速な感染拡大を受け、福岡県の独自措置として、8月1日から飲食店等に対する21時までの営業時間短縮要請等が実施された。

また、8月2日からはまん延防止等重点措置区域に指定され、飲食店等に対する20時までの営業時間の短縮が要請されるとともに、酒類の提供が禁止されるなど、前回の緊急事態措置とほぼ同等の措置が実施されたことを受け、休業する飲食店等への家賃支援など、緊急事態措置並みの経済支援策を実施することとした。

さらに、8月20日からは緊急事態措置区域に指定され、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請等が実施された。

県が行う措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るため、一体的に編成した令和2年度2月補正予算及び令和3年度当初予算に加え、令和3年度の補正予算等により、総合的に経済支援策を実施する。

【現在実施している主な経済支援策】

- 福岡市商工金融資金
- 休業要請への協力店舗等への家賃支援
- 売上が減少した事業者への支援
- 感染症対応シティ促進事業（令和3年度9月補正で追加募集）
- 全市版プレミアム付商品券事業
- 宿泊施設の高付加価値化等支援事業
- 地域を支える商店街支援
- 商店街プレミアム付商品券
- MICEのハイブリッド開催支援
- 文化・エンターテインメントのハイブリッド開催支援

2 支援策の概要

(1) 感染症対応シティ促進事業【商工費 1,118,000 千円】

ア. 事業概要

市民が立ち寄る商品販売やサービス提供を行う幅広い施設等に換気や非接触などの感染症対策を促し、安全安心な店舗環境、経済活動の維持、地域経済の活性化につなげるもの。

イ. 対象事業者

市内に来店型の施設等を有する中小企業・小規模事業者等

(小売業、飲食業、生活関連サービス業、その他物品賃貸業、娯楽業、学習支援業、劇場、交通 等)

※前回の申請者は対象外

ウ. 支援内容

以下の感染症対策の強化に係る経費の3分の2、上限60万円

(うち物品・サービス導入経費は上限20万円)

①物品・サービス導入経費

・対象経費

(物品)

パーティション、自動手指消毒器、空気清浄機、サーキュレーター、サーモカメラ など

(サービス導入)

キャッシュレス決済サービス、モバイルオーダーシステム など

②工事経費

・対象経費

客席用間仕切板の設置、換気機能を搭載したエアコンの設置

自動水栓の設置、非接触センサー付きトイレへの改修

三密を避けることを目的としたレイアウト変更

テイクアウト専用カウンターへの改修 など

エ. スケジュール

9月中旬 事業者からの申請受付開始

9月下旬 支援金の支給を随時開始

3 議案第195号

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案について

議案番号	第195号
名 称	福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案
改正理由	この条例案を提出したのは、大橋音楽・演劇練習場の移転に伴い、その名称及び位置を改めるとともに、施設の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。
主な内容	(1)名称・位置（第1条） 名称を「福岡市大橋音楽・演劇練習場」から「福岡市塩原音楽・演劇練習場」に改めるとともに、位置を「福岡市南区大橋一丁目」から「福岡市南区塩原二丁目」に改める。 (2)使用料（別表第1、別表第2） 塩原音楽・演劇練習場の開館時間及び諸室の変更に伴い、練習室の使用料の額を改める。
施行期日	規則で定める日

【福岡市塩原（大橋）音楽・演劇練習場の概要】

○音楽・演劇練習場の設置目的

音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与すること。

○塩原音楽・演劇練習場の概要（令和4年8月供用開始予定）

(1) 所在地：福岡市南区塩原二丁目8番2号

(2) 主要諸室：大練習室（1室）、中練習室（1室）、小練習室（4室）、
楽器庫（2室）、大道具室（1室）、更衣室（2室） ※合計面積 701㎡

○大橋音楽・演劇練習場の概要（令和4年7月まで供用予定）

(1) 所在地：福岡市南区大橋一丁目3番25号

(2) 主要諸室：大練習室（1室）、中練習室（1室）、小練習室（3室）、
楽器庫（1室）、大道具室（1室）、更衣室（2室） ※合計面積 633㎡

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

現 行

(設置)

第1条 音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与するため、音楽・演劇練習場（以下「練習場」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
福岡市千代音楽・演劇練習場	(略)
福岡市祇園音楽・演劇練習場	(略)
福岡市大橋音楽・演劇練習場	福岡市南区大橋一丁目
福岡市千早音楽・演劇練習場	(略)

(施設)

第2条 練習場にそれぞれ次に掲げる施設を置く。

- (1)・(2) (略)
- (3) 福岡市大橋音楽・演劇練習場 練習室、楽器庫、大道具室その他の施設
- (4) (略)

別表第1

練 習 室 使 用 料

区 分	午前10時	午後1時	午後4時	午後7時	午前10時	午前10時	午後1時	午後1時	午後4時	午前10時	
	時から午後零時30分まで	時から午後3時30分まで	時から午後6時30分まで	時から午後10時30分まで	時から午後3時30分まで	時から午後6時30分まで	時から午後6時30分まで	時から午後10時30分まで	時から午後10時30分まで	時から午後10時30分まで	
福岡市千代音楽・演劇練習場	(略)										
福岡市祇園音楽・演劇練習場	(略)										
福岡市大橋音楽・演劇練習場	大練習室	3,900	5,700	5,700	10,000	9,100	14,200	10,900	19,800	15,000	22,800
	大練習室を分割して利用する際の各練習室	2,200	3,200	3,200	5,600	5,200	7,900	6,100	11,100	8,400	12,800
	中練習室	1,300	2,000	2,000	3,400	3,200	4,800	3,700	6,800	5,200	7,800
	小練習室	440	660	660	1,100	1,100	1,700	1,200	2,200	1,700	2,500
	1から3まで										

備考 (略)

改 正 案

(設置)

第1条 音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与するため、音楽・演劇練習場（以下「練習場」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
福岡市千代音楽・演劇練習場	(略)
福岡市祇園音楽・演劇練習場	(略)
福岡市塩原音楽・演劇練習場	福岡市南区塩原二丁目
福岡市千早音楽・演劇練習場	(略)

(施設)

第2条 練習場にそれぞれ次に掲げる施設を置く。

- (1)・(2) (略)
- (3) 福岡市塩原音楽・演劇練習場 練習室，楽器庫，大道具室その他の施設
- (4) (略)

別表第1

練 習 室 使 用 料

区 分	午前10	午後1	午後4	午後7	午前10	午前10	午後1	午後1	午後4	午前10
	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から	時から
	午後零	午後3	午後6	午後10	午後3	午後6	午後6	午後10	午後10	午後10
	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分	時30分
	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
福岡市千代 音楽・演劇 練習場	(略)									
福岡市祇園 音楽・演劇 練習場	(略)									

備考 (略)

改正案

別表第2

練習室使用料

区 分		午前9	午後1	午後4	午後7	午前9	午前9	午後1	午後1	午後4	午前9
		時から 午後零 時30分 まで	時から 午後3 時30分 まで	時から 午後6 時30分 まで	時から 午後10 時30分 まで	時から 午後3 時30分 まで	時から 午後6 時30分 まで	時から 午後6 時30分 まで	時から 午後10 時30分 まで	時から 午後10 時30分 まで	時から 午後10 時30分 まで
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
福岡市塩原 音楽・演劇 練習場	大練習室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
	中練習室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小練習室 1から3まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700
	小練習室4	1,100	1,100	1,100	2,000	2,100	3,100	2,100	3,900	3,000	4,800
福岡市千早 音楽・演劇 練習場	大練習室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
	中練習室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小練習室 1から4まで	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700

備考 (略)

別表第3

楽器庫等使用料

区 分	単 位	金 額
福岡市千代音楽・演劇練習場	(略)	
福岡市塩原音楽・演劇練習場	楽器庫1及び2	1日 220
	大道具室	1日 770
福岡市千早音楽・演劇練習場	(略)	

備考 (略)

4 議案第 200 号

福岡市大橋音楽・演劇練習場に係る指定管理者の指定の一部変更について

議案番号	第200号
名 称	福岡市大橋音楽・演劇練習場に係る指定管理者の指定の一部変更について
理 由	福岡市大橋音楽・演劇練習場を移転し、南市民センターとの複合施設として整備し一体的に管理することに伴い、同練習場の指定管理者の指定に係る期間を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
内 容	指定管理者の指定に係る期間について、 「平成31年4月1日から平成36年3月31日まで」を 「平成31年4月1日から令和4年7月31日まで」に変更する。

【参考】元議決の内容（平成30年議案第208号）

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
福岡市大橋音楽・演劇練習場
- 2 指定管理者に指定する者
福岡市南区大橋四丁目12番17号サンハイツ大橋No.4 101号室
一般社団法人 九州地域舞台芸術振興会
- 3 指定する期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

